

# 監査結果に基づく措置通知

令和6年度財政援助団体等監査

さぬき市監査委員

## 令和6年度財政援助団体等監査結果一覧

結果 No.	区分	項目	団体	所管課	ページ
1	検討事項	収益力強化の対策について	株式会社 さぬき市S A公社	建設経済部 商工観光課	P2
2	検討事項	「福祉の里」施設の維持管理等 について	社会福祉法人 さぬき市社会福祉 協議会	健康福祉部 長寿介護課	P3

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2024（令和6）年度	結果No.	1
監査結果の区分	検討事項	対象組織	株式会社 さぬき市SA公社 建設経済部 商工観光課
指摘・意見等の項目	収益力強化の対策について		
指摘・意見等の内容	<p>今回の監査においては、経費削減等によるSA公社の経営努力により一部事業では収支の改善が見受けられた。</p> <p>しかし、ゆ〜とびあみろく、春日温泉については大幅な赤字を計上しており、それらがSA公社全体の利益を圧迫している。各温浴施設においては、黒字経営に向けた利用客の確保が喫緊の課題である。春日温泉については、固定客が減少しているとの説明を受けたが、新規顧客の獲得が得られるよう新たな試みにも挑戦していただきたい。ゆ〜とびあみろくや春日温泉の宿泊施設は、PR活動を強化し合宿利用者などの集客に注力していただきたい。</p> <p>各施設ともに、時代の変化や顧客ニーズの変化に対応しつつ各々の施設の良さを取り入れたイベントを実施するなど、新たな事業の推進が望まれる。また、SNSの活用による効果的な宣伝活動等を行い、更なる集客を期待する。</p> <p>今後も、指定管理者がそのノウハウを十分に発揮できるよう、市は指定管理者と緊密に連携し、施設整備の検討や利用者の増加に繋がる施策の推進に努めていただきたい。</p>		

指摘又は意見等に対する措置

所属課等 (対象組織)	株式会社さぬき市SA公社 建設経済部商工観光課
措置結果	<p><b>【SA公社】</b> 新たに刷新した自社のホームページやSNSを活用し、温泉施設での合宿や宿泊の誘致及び各施設の集客になお一層注力していきたい。</p> <p>また、新たな取り組みとして、各温泉施設のレストラン部門でそばの定期販売を開始した。特に、ゆ〜とびあみろく温泉では好調な売れ行きを見せている。他の2施設についても、早期に軌道に乗せられるよう努めていきたい。</p> <p><b>【商工観光課】</b> 各施設での新規利用者の獲得に向けた集客イベント実施を検討させるとともに、新たな収入確保に向けた新規事業実施について助言していく。</p> <p>なお、指定管理施設の更なる集客に向け、今後道の駅津田の松原改修工事を予定しているほか、令和7年度においてみろく自然公園のあり方検討に着手する予定である。</p>

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2024（令和6）年度	結果No.	2
監査結果の区分	検討事項	対象組織	健康福祉部長寿介護課
指摘・意見等の項目	「福祉の里」施設の維持管理等について		
指摘・意見等の内容	<p>社会福祉協議会からの聞き取りによると、福祉の里の施設は30年以上経過しており、屋根や外壁等の経年劣化が見受けられ、雨漏り等の軽微な修繕は職員が行っているとのことであった。また、厨房機器等の設備面においても、冷蔵庫のファンが一部壊れているとの報告があった。建物や設備に不具合が生じたのちに対症的に修繕するのでは、費用が嵩むことが想定されるとともに、潜在的な劣化の進行により、大きな事故の発生につながる可能性も考えられる。対症的な維持管理から、定期的な点検に基づく予防保全型の維持管理へ転換を図ることで、建物の長寿命化やライフサイクルコストの削減にもつながると考える。</p> <p>また、令和4年3月に改訂された「さぬき市公共施設等総合管理計画」において、地域福祉センター及び行基ハイツについては、引き続き指定管理者による管理運営を行いながらサービスを継続するという基本方針が示されており、建物についても改修等しながら使用する方向性となっている。</p> <p>今後においては、屋根や外壁等の大規模改修を含めた修繕計画を早期に策定するとともに、設備の入れ替えや修繕等についても指定管理者と協議しつつ進められるよう、必要な予算の確保に努めるなど、計画的に実施していただきたい。</p>		

指摘又は意見等に対する措置

所属課等 (対象組織)	健康福祉部長寿介護課
措置結果	<p>さぬき市社会福祉協議会に令和7年度まで指定管理を委託している高齢者福祉施設等については、当該協議会が行っている高齢者福祉事業等の経営状況などから事業の方向性を考慮しつつ、大規模改修は利用状況から長期的・計画的な改修の有無も含めて検討し、改修計画を策定する。</p> <p>また、簡易なものや低額なものについては、緊急性、必要性を当該協議会と協議し、修繕を実施する。</p>